

# 個人情報保護宣言

当組合では、個人情報保護および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等（以下「法令等」といいます。）を遵守して、以下の考え方にに基づき、お客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに掲載（または、各店舗の窓口等に掲示する（備え付ける））することにより、公表します。

## 1. 個人情報の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客様の個人情報等を、別紙の業務内容および利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では、法令等で認められる場合のほか、利用いたしません。

また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

## 2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1. で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報等を取扱いたします。なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外は、取扱いいたしません。

- (1) 預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
- (2) 各地手形交換所等の共同利用者、個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
- (3) 商品・サービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

## 3. 個人データの第三者提供

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で、当組合が別紙に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。ただし、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

#### 4. 個人データの委託

当組合は、上記1の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検等を行います。

- (1) お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
- (2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

#### 5. 個人データの共同利用

当組合は、上記1の利用目的の範囲内で、個人データを当組合が別紙に表示する特定の者と共同利用しております。ただし、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

#### 6. 個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取り扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を行うとともに、業務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

#### 7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

##### (1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

##### (2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等をいたします。

##### (3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法令等に基づく正当な理由による）には、原則として利用停止等をいたします。

##### (4) ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は、当組合本支店窓口までお申出ください。

## 8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取り組んでまいりますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

顧客サービスグループ      T e l 0776-21-8412  
F a x 0776-21-8439  
e メール [customer@fukusen.jp](mailto:customer@fukusen.jp)

以 上

### 個人情報の第三者提供先

当組合では、お客様の個人情報について、以下の第三者へ個人情報を提供いたしております。お客様の個人情報について、第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合窓口にご連絡ください。

#### 【個人情報を提供する第三者】

##### 1. メットライフ生命

利用目的	住宅ローンの団体信用生命保険契約
情報提供の内容	氏名、住所、生年月日、年齢、性別、職業、所属、連絡先、申込金額、残高、最終期限、告知事項
提供手段	団体信用生命保険申込書および加入者名簿による

##### 2. 富国生命保険相互会社

利用目的	住宅ローンの団体信用生命保険契約
情報提供の内容	氏名、住所、生年月日、年齢、性別、職業、所属、連絡先、申込金額、残高、最終期限、告知事項
提供手段	団体信用生命保険申込書および加入者名簿による

##### 3. 全国しんくみ保証株式会社・株式会社オリエントコーポレーション

利用目的	証書貸付、カードローンの保証業務
情報提供の内容	氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先の状況（勤務先名、電話番号、所在地、所属部課、勤続年数）年収、家族状況、住まい状況（居住年数を含む）、申込金額、取引状況
提供手段	ローン申込書と同時に複写で作成される保証申込書による。

### 個人情報の共同利用先

該当はありません。

## 個人情報等保護に係る業務内容および利用目的

### 【業務内容】

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務およびこれらに付随する業務
- その他信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む。）

### 【利用目的（個人番号を含む場合を除く。）】

- 各種金融商品の口座開設など、金融商品やサービスの申込の受付のため
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づくご本人様の確認、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 預金取引、融資取引等における期日管理など、継続的なお取引における管理のため
- 融資のお申込、継続的なご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断など、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合など、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- お客様との契約、法律等に基づく権利の行使または義務の履行のため
- 市場調査、データ分析およびアンケート実施等による金融商品・サービスの研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送など、金融商品・サービスに関する各種のご提案のため
- 各種お取引の解約、お取引解約後の事後管理のため
- 組合員資格の確認および管理のため
- 防犯カメラの映像利用によるお客様の安全の確保、財産の保全など、防犯上に必要なため
- その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

**【個人番号の利用目的】**

- (1) 役職員等（当組合の役職員ならびにその配偶者および扶養家族をいう。以下同じ）に係る事務
- ① 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
  - ② 健康保険・厚生年金保険届出事務
  - ③ 雇用保険届出事務
  - ④ 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
  - ⑤ 国民年金の第3号被保険者の届出事務
  - ⑥ 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税に関する各種申告、各種届出事務
- (2) 顧客等（当組合の個人の顧客および組合員をいう。以下同じ）に係る事務
- ① 出資配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務
  - ② 金融商品取引に関する口座改正の申請・届出事務
  - ③ 金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務
  - ④ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
  - ⑤ 預金保険法に基づく名寄せ・税務調査（犯則調査および滞留処分のための調査を含む）・社会保障における資力調査等に関する事務
  - ⑥ 預貯金口座付番に関する事務
- (3) 役職員等および顧客等以外の個人に係る事務
- ① 報酬・料金等の支払調書作成事務

以 上

(令和3年6月2日改正)